

春日井安全・安心まちづくり女性フォーラム実行委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全・安心まちづくりに関する諸問題及び活動について、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、生活に密着した女性の視点や感性を活かし、より幅広い情報及び意見を提供し安全・安心まちづくりや人づくりの推進を図るため、春日井市安全なまちづくり協議会春日井安全・安心まちづくり女性フォーラム実行委員会(以下「女性フォーラム実行委員会」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 女性フォーラム実行委員会は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 地域の安全・安心に関する情報の提供及び活動への参加・指導
- (2) 春日井市安全なまちづくり協議会(以下「協議会」という。)の活動に参考となる情報及び意見の提供
- (3) その他安全・安心に関する活動への参加

(資格)

第3条 女性フォーラム実行委員会は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 春日井安全アカデミー(以下「アカデミー」という。)の基礎教養課程または専門課程を修了した者であること。
- (2) 安全・安心について、地域の問題に関心を持ち、積極的に活動等ができる者であること。
- (3) 安全・安心に関する諸活動において、地域住民の中心となりうる者であること。

(入会)

第4条 女性フォーラム実行委員会は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 女性フォーラム実行委員会は、前条の資格を有した者のうちから協議会の会長(以下「会長」という。)が入会を認めるとき。
- (2) 入会を希望する者は、毎年3月31日までに入会申込書を協議会に提出しなければならない。

(3) 入会は、毎年4月1日を入会日とする。

(取消)

第5条 委員長は、女性フォーラム実行委員会が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の会員を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する職務を遂行することができなくなり、辞退の申し出があったとき。

(2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 前各号に定めるほか、女性フォーラム実行委員会として適格性を欠いたと認めるとき。

(4) 脱会は、毎年3月31日をもって脱会日とする。

(組織及び全体会)

第6条 女性フォーラム実行委員会は、春日井市内の女性で組織し、月1回の全体会を開催する。

(庶務)

第7条 女性フォーラム実行委員会に関する庶務は、協議会事務局において処理する。

(会費)

第8条 女性フォーラム実行委員会の会費は、次のとおりとする。

(1) 会費は、年額金1,000円とし、総会時に徴収する。

(2) その他必要に応じ、臨時に会費を徴収することができる。

(弔慰金等)

第9条 会員の弔慰金等に関する金品は、次のとおりとする。

(1) 香典は、女性フォーラム実行委員会より金5,000円とし、寂し見舞い、生花等は出さないこととする。また、香典返しは行わない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、女性フォーラム実行委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。